

【諮問第71号】

11川個審第2号

平成11年7月21日

川崎市教育委員会

委員長 布川光明様

川崎市個人情報保護審査会

会長 安富 潔

個人情報閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成8年6月28日付け8川教庶第327号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました個人情報閲覧等請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

不服申立人の請求を拒否したのは、妥当である。

2 不服申立ての趣旨

不服申立人は、平成8年4月2日付けで、川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、川崎市立向丘中学校（以下「向丘中学校」という。）における特別活動（クラブ活動）の出欠状況を記した文書のすべて（平成5年度女子バレーボール部・剣道部、平成6年度剣道部、平成7年度剣道部）の閲覧及び写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）を、川崎市個人情報保護条例第1条の規定に基づいて行った。これに対して実施機関が、同年5月7日付けで、請求に係る個人情報の記録が存在しないとして拒否処分を行ったため、同年6月7日付けで不服申立てを行ったものである（当審査会諮問第7号）。

3 不服申立人の主張要旨

平成8年9月2日付け不服申立人意見書、及び平成11年5月8日実施の不服申立人口頭意見陳述における不服申立人の主張は、概要以下のとおりである。

向丘中学校では、放課後の部活動への参加によって特別活動としてのクラブ活動履修を認定する「部活代替」制度を採用しており、本件請求はこの部活動の出欠状況を記した文書についてのものである。

「部活代替」制度の運用は、特別活動であるクラブ活動の履修のために放課後の部活動への強制入部と退部禁止を伴う人権侵害の形態であるが、この結果、放課後の部活動は中学校学習指導要領上の授業時数となる。実施機関の処分理由説明書では、特別活動を他の授業と別扱いしているかのような記述が見られるが、年間授業時数の中では同じ扱いのはずであり、これを部活動参加により「代替」するためには、何らかの形で部活動の出欠を記録した上で、クラブ活動を履修したものと認定する作業が行われるはずである。実施機関は処分理由説明書において、そもそも部活動について出欠確認をどのように行っているのか、また、クラブ活動履修を認定するにあたり、出欠状況をどのように加味しているのか、などの点を全く明らかにせず、放課後の部活動についての記入欄のない出席簿について述べただけで、単に本件請求に係る文書は存在しないと主張している。これでは文書不存在が適正なのかどうかという判断もできないし、不服申立人としても十分な反論はできないと考えている。

4 実施機関の主張要旨

平成8年7月3日付け実施機関処分理由説明書、及び平成11年2月2日実施の実施機関事情聴取における実施機関の主張は、概要以下のとおりである。

向丘中学校の生徒の出欠状況を記録した公文書としては、各学級の出席簿があるが、出席簿は全日出席の場合は空欄、欠席・遅刻・早退等の場合は所定の記号を記入することによって各生徒の日ごとの出欠状況を記録するものとなっており、時限ごとの出欠を記入する形式ではなく、特別活動（クラブ活動）の出欠状況について記録する欄もない。

向丘中学校では「部活代替」制度を採用しており、不服申立人は放課後の部活動としての女子バレーボール部、剣道部に所属していたが、本件請求については、不服申立人とのやりとりから、「特別活動の出欠状況」という趣旨と解されたので、特別活動の出欠状況だけを記した公文書は存在しないとして拒否処分を行ったものである。

なお、放課後の部活動については、出欠の記録を残すかどうかの取り決めはなく、各学校の判断に任されているが、出欠確認自体は適宜行われている。

5 審査会の判断

請求対象公文書について

平成8年4月2日付けの不服申立人の個人情報閲覧等請求書に、請求対象公文書は「向丘中学校の特別活動（クラブ活動）の出欠状況を記した文書のすべて。平成5年度女子バレーボール部・剣道部、平成6年度剣道部、平成7年度剣道部」と表記されている。これを受けて、同年7月3日付け処分理由説明書で実施機関は、「各学級の『出席簿』がこれに当たると解されるが、・・・特別活動（クラブ活動）の出欠状況について記載すべき欄も設けられていない」ために「請求に係る個人情報の記録が存在しない」と主張する。

しかし向丘中学校は、不服申立人と実施機関との間でこれまで当個人情報保護審査会及び川崎市公文書公開審査会の場での諮問事案において明らかなように、そもそも授業時間割内に「特別活動（クラブ活動）」が存在せずに、課外の部活動によって「特別活動（クラブ活動）」に要求される時間数を充足させるいわゆる「部活代替」を採用していることが明らかである。となると、実施機関が「出席簿」によって対処しようとしたのは全くの的外れであったと言わざるを得ない。すなわち不服申立人の閲覧等請求対象は「特別活動（クラブ活動）の出欠状況」ではなく、「部活動の出欠状況」を記した公文書というふうに善解しなければならない。

上記の点については、平成11年5月8日の不服申立人口頭意見陳述及び同年2月2日の実施機関事情聴取で両者の意向を確認済みである。そこで以下においては、「部活動の出欠状況」を記した文書の存否について審査することとする。

部活動の出欠状況記録文書の存否

本件請求対象公文書が「不存在」との実施機関の主張は、平成11年2月2日の実施機関事情聴取及びその後の実施機関による再度の事実確認によっても変更されていない。実施機関の説明によれば、部活動の出席簿は作成されず、部員名簿をもとに各部活動ごとに顧問・担任が出席状況を適宜確認するにとどまるという。

これに対する平成8年9月2日付け不服申立人意見書及び平成11年5月8日の不服申立人口頭意見陳述における不服申立人の主張は、要するに、「部活動」が「特別活動（クラブ活動）」に「代替」するためには、まず学校長による部活動の内容、部活動の実態、各生徒の出欠といった諸要素の検討が不可欠であり、そのために不服申立人の部活動の出欠に関する文書が存在するはずだという点に集約される。この不服申立人の主張は、「出欠状況記録文書」が「作成されるべきだ」という見解にとどまる。しかしそもそも放課後の「部活動」において、出欠表によって生徒を厳密に杓子定規に全面管理するのが望ましいのか、それとも「部」活動という以上、出欠点検の有無、記録の有無、記録保存の有無を顧問、部長、生徒が築き上げる自己規律に委ねるといった教育現場の判断優先の考え方、換言すれば学校長の裁量ということで弾力的運用をはかることこそが通常の授業とは異なる部活動の意義とも考えられる。となると、出欠状況記録文書を作成しない可能性を全面的に排斥できないと考えられる。

本件において具体的に「出欠状況記録文書」が存在したかどうか。不服申立人が部活動に参加していた当時、定期的に顧問、部長等が不服申立人を含めた生徒の出欠を確認・記録していた事実の主張は、少なくとも意見書においてはみられない。また、口頭意見陳述の場において、当審査会としても、不服申立人が参加していた部活動において不服申立人を含む生徒の出欠を確認・記録していた事実の主張をうながしたけれども、不服申立人からはそのような主張はなかった。つまりは不服申立人からは、出欠状況記録文書の存在を裏付けるか又は推定させるという意味で実施機関の主張を覆す積極的主張はなかったと判断せざるを得ないのである。

上述のように果たして不服申立人にかかる部活動出欠記録が実際に作成されなかったか否かは、不服申立人

と実施機関とで主張が全く平行線のままである。そこで当審査会は、川崎市個人情報保護審査会運営要領第7条の規定により、平成11年5月2日に指名委員に現地向丘中学校に出向かせ、学校長から部活動の「出欠状況記録文書」の作成の有無等について事情聴取した。その結果、少なくとも不服申立人が参加していた部活動において出欠状況を記録したものは、個人メモとしても公文書としても存在していなかったとの説明を受けた。また、不服申立人が当該部に所属し活動していた事実を記載した公文書は、不服申立人の指導要録のみであり、指導要録にはその出欠状況を記録する欄が設けられていないことを確認した。

（参考までに同中学校における現時点（在校生）の部活動に関する文書としては、部の顧問教員が個人メモとして出欠簿を個人的に記録している（現在1件）ほか、生徒各人の入部申込書をもとに集計した部員名簿1部が部活動統括教員の手元に存在する程度にとどまる。）

以上の次第で、審査会の結論表示のように判断するものである。